

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償の額 及び支給の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団（以下「財団」という。）定款第14条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償の額及び支給の基準に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とし、財団に採用された事務局長または館長のいずれかの者とする。
- (4) 使用人兼務常勤役員とは常勤役員のうち職員給与規則（平成25年9月30日施行）に規定する職員の給与の支給を受ける者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員及び評議員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当金であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 財団は、常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く）の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員に支給することができる報酬等は、報酬、期末手当及び退職手当とし、その額及び支給方法は、次のとおりとする。

(1) 報酬

次の表に定める月額とする。

区分	月額
常勤役員	238,000円

(2) 期末手当

期末手当の額は、前号の表の月額に 100 分の 140 を乗じて得た額に、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。

ア 6 月期 1.40

イ 12 月期 1.50

(3) 退職手当

1 年以上勤務して退職したときは、その者（死亡による場合には、その遺族）に、次の計算式に基づく退職手当を支給する。

報酬月額×勤続月数／12×0.6

(4) 支給方法

前各号の報酬、期末手当及び退職手当は、職員給与規則（平成 25 年 9 月 30 日施行）及び職員退職手当規則（平成 25 年 9 月 30 日施行）に規定する職員の給料、期末手当及び退職手当の支給方法に準じて支給する。

(報酬等の総額)

第 4 条 常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く）に対して支給する報酬等の総額は、毎年 400 万円を超えないものとする。ただし、常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く）に対して退職手当を支給する年については、次の計算式に基づく金額を超えないものとする。

400 万円＋（報酬月額×勤続月数／12×0.6）

(費用弁償)

第 5 条 非常勤役員等（鳥取県及び米子市の職員で役員等となっているものは除く。）が評議員会、理事会又は監事会に出席した場合には、必要に応じて、費用弁償として日額 1,300 円を支給する。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規則（平成 25 年 9 月 30 日施行）に準ずる。

3 役員等（鳥取県及び米子市の職員で役員等となっているものは除く。）が財団の用務のため旅行した場合には、旅費規則（平成 25 年 9 月 30 日施行）により旅費を支給する。

(使用人兼務常勤役員の給与等)

第 6 条 使用人兼務常勤役員に対しては、使用人としての職員の職務の対価として、職員給与規則（平成 25 年 9 月 30 日施行）により、給与等を支給する。

2 使用人兼務常勤役員に対しては、理事の職務執行の対価としての報酬は支給しない。

(公表)

第 7 条 財団は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表す

るものとする。

- 2 使用人兼務常勤役員に対する職務対価としては、職員給与規則による給与支給し、役員報酬は支給しない。

(改正)

第8条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年12月20日から施行する。

(財団法人中海水鳥国際交流基金財団常勤理事報酬等支給要領及び財団法人中海水鳥国際交流基金財団旅費規程の廃止)

この規則は、平成26年9月5日から施行する。

- 2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 財団法人中海水鳥国際交流基金財団常勤理事報酬等支給要領(平成15年3月26日施行)

(2) 財団法人中海水鳥国際交流基金財団旅費規程(平成17年3月24日施行)

(経過措置)

- 3 この規則の規定を適用する場合においては、財団法人中海水鳥国際交流基金財団常勤理事報酬等支給要領の規定に基づいて支給された報酬等及び財団法人中海水鳥国際交流基金財団旅費規程の規定に基づいて支給された費用弁償は、この規則の規定により支給された報酬等及び費用弁償とみなす。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(令和2年12月1日から適用 第3条第1項及び第4条 改正、第3条第3項 削除)